

第二種貨物利用運送事業の許可申請の処理方針等について (鉄道貨物運送)

鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業を行う場合は、利用者の需要に応じ、運送責任を負って、有償で、鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する貨物の集荷及び配達を一貫して行う事業をいいます。

この場合において、利用者(真荷主又は貨物利用運送事業者)より鉄道貨物運送を元請し、その鉄道貨物運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となります。

ただし、鉄道運送事業者以外の運送機関を利用する場合又は鉄道運送に係る貨物利用運送事業の無許可又は無登録営業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない者(利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。)に該当する場合については、鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意願います。

許 可 審 査 項 目

1. 事業計画の適切性

(1) 事業の円滑な遂行

利用する運送を行う実運送事業者との間に、業務取扱契約書が締結されており、貨物利用運送事業を円滑に遂行することができるものと認められること。

業務取扱契約書等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書(写)又は契約書(案)により、当該貨物利用運送事業を円滑に遂行することができるような契約を締結しているかどうか、事業計画に記載されている事業規模に応じ、適切に審査します。

(2) 事業遂行に必要な施設

使用権限のある営業所、店舗を有していること。

施設の使用権限を証する書類(様式例参照)の添付をもって、使用権限を有するものと認めるものとする。

の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式例参照)の添付をもって、関係法令の適合性の確認について適正に処理したものとする。

保管施設を必要とする場合は、使用権限のある保管施設を有していること。
に同じ

の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
に同じ

の保管施設の保管能力、構造及び設備が適切であること。

当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であるかどうかを確認するものとする。

(3) 貨物の受取を他の者に委託し行う場合

その受取業務を円滑に遂行することができるものと認められる受託者に業務委託していること。

2. 事業の遂行能力

(1) 財産的基礎

純資産300万円以上を所有していること。

純資産（貨物利用運送事業法施行規則第7条の基準資産額をいう。以下同じ。）については、既存法人の場合は、直近事業年度における貸借対照表、法人を設立しようとするもの（以下「新設法人」という。）の場合は、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類、個人の場合は、財産に関する調書により、同法施行規則第8条の規定に基づく基準資産額を算定するものとする。

(2) 組織

事業遂行に十分な組織を有すること。

事業運営に関する指揮命令系統が明確であること。

組織については、既存法人の場合、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに役員又は社員の名簿及び履歴書により、当該貨物利用運送事業の遂行に必要な組織を有しているかどうか審査します。

なお、新設法人又は個人の場合については、既存法人の場合に準じて適切に審査を行います。

(3) 経営主体

欠格事由に該当しないこと。

欠格事由については、貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類（様式例参照）を添付させるとともに、既存法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに役員又は社員の名簿及び履歴書、新設法人の場合は、定款又は寄付行為の謄本又はこれらの案並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書、個人の場合は、戸籍抄本及び履歴書により、同法に規定する登録拒否要件に該当しないかどうかを確認するものとする。

なお、同法第22条第1項第1号により第6条第1項第4号の「役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）」には、相談役及び顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むもの

とする。

事業遂行に必要な法令の知識を有すること。

法令知識については、上記2(3)の履歴書等の添付書類により、事業遂行に必要な法令知識を有するかどうかを審査します。

3. 集配事業計画の適切性(集配を他の者に委託する場合)

(1)集配営業所

1の(2)による。

集配を他の者に委託する場合であっても、原則として、拠点駅及び仕向駅の両地点に申請者の集配営業所を置かなければなりません。ただし、着地点における配達業務を他の者に委託する場合は、包括的記載による省略を認めています。その場合は、当該着地点における集配営業所は置かなくても差し支えないものとする。

なお、一の集配営業所で、集配可能範囲内の近距離の複数の発地点又は着地点の集配を統括して行う場合等の適用については、実情に即して判断します。

(2)集配事業者の体制

集配の業務委託を受けた者が鉄道の集配のために必要な業務運営体制を有していること。

集配業務の受託者の運営体制については、発地点及び着地点における集配業務受託者との間に適切な貨物集配委託契約が締結されていること。

集配業務受託者が当該貨物の集配のために必要な業務運営体制を有しているかどうかを審査します。

4. 集配事業計画の適切性(貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に使用する車両と当該貨物利用運送事業の集配に使用する車両と併用する場合(以下併用という))

(1)集配営業所

1の(2) ~ による。

自社の貨物自動車運送事業の車両を併用する場合であっても、当該併用車で集配を行う発地点及び着地点については、申請者の集配営業所を置かなければなりません。

(2)事業用自動車

使用権限のある車両を有していること。

併用のため添付書類は省略

当該集配業務に適応する構造を有する自動車であること。

車両構造については、車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであるかどうかを審査します。

(3)自動車車庫

貨物の集配の円滑な実施のために適切な規模を有し、かつ適切な場所に設置されていること。

規模及び設置場所については、集配事業計画により貨物集配の円滑な実施のために適切な規模を有し、適切な場所に設置されているかどうか審査します。

5. 集配事業計画の適切性(貨物自動車運送事業法第37条第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者(以下「特定二種」という)の場合)

(1)集配営業所

使用権限を有していること。

自己所有の場合は、不動産登記簿謄本(写)及び借入れの場合は、概ね契約期間が1年以上の賃貸借契約書(写)の添付をもって、使用権限を有するものとします。ただし、借入れの場合は、賃貸借の契約期間が1年に満たないものについては、契約期間満了時に自動的に更新される契約となっている場合に限り、使用権限を有するものと認めます。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式例参照)の添付をもって、関係法令の適合性の確認について適正に処理したものとします。

規模が適切なものであること。

規模については、集配事業計画並びに当該施設の見取図及び平面図により、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な規模の施設であるかどうか、事業規模に応じ、適切に確認します。

(2)事業用自動車

使用権限のある車両を有していること。

使用権限については、新規購入の場合は、売買契約書又は売渡承諾書(写)、リースの場合は、概ね契約期間が1年以上のリース契約書(写)及び自動車検査証(写)、既存保有車両を充当する場合は、自動車検査証(写)の添付をもって、使用権限を有するものとします。

当該集配業務に適応する構造を有する自動車であること。

車両構造については、自動車検査証(写)等により、車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであるかどうかを審査します。

(3)休憩・睡眠施設

原則として、集配営業所又は車庫に併用するものであること。

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5平方メートル以上の広さを有すること。

については、集配事業計画並びに当該施設の見取図及び平面図により、適切な施設であるかどうかを確認します。

使用権限を有していること。

5（1）による。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

5（1）による。

(4)自動車車庫

原則として集配営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合すること。

車両と車両の境界及び車両間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。

他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。

前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

～ については、集配事業計画並びに当該施設の見取図及び平面図により、適切な施設であるかどうかを確認します。

使用権限を有していること。

5（1）による。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

5（1）による。

(5)運行管理体制

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針」（平成19年制定 北海道運輸局公示第2号）.6に規定する要件に準じ、運行管理体制の整備がなされていること。